高等学校における「通級による指導」

千葉県教育委員会

千葉県では、14校の県立高等学校において「通級による指導」を実施しています。

県立幕張総合高等学校

県立千葉大宮高等学校

県立佐倉南高等学校

県立長生高等学校

県立成田西陵高等学校(巡回)

県立佐原高等学校

県立松戸向陽高等学校

県立船橋豊富高等学校

県立泉高等学校(巡回)

県立君津高等学校(巡回)

県立袖ヶ浦高等学校

県立松戸馬橋高等学校

県立君津青葉高等学校

県立柏南高等学校(巡回)

「通級による指導」とは

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態で、個々の生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導です。

〇高等学校における通級による指導の実施形態

県立高等学校では、通級による指導を自校通級、 及び巡回指導の2つの形態で実施しています。

巡回指導とは、通級による指導の担当教師が該 当する生徒のいる学校を巡回して指導を行うもの です。千葉県では、県立高等学校4校において、 巡回指導を実施しています。

<県立高等学での実施形態>

自校通級

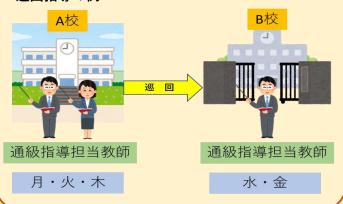
生徒が在籍する学校において担当教師の指導を受けることができます。

巡回指導

他校の担当教師が、対 象生徒のいる学校を巡回 し、指導を行います。



<巡回指導の例>



〇対象生徒

・実施校に在籍し、校内委員会等において、 <u>障害に応じた特別の指導</u>が必要と判断された 生徒が対象となります。

※特別支援学校学習指導要領の「自立活動」 に相当する指導のことになります。

「自立活動」とは

「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標としており、個々の生徒の障害の状態や発達の程度に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定して行われるものです。

学級の中にも「通級による指導」の対象とはならないが、特別な配慮を必要とした、「困り感のある生徒」がいませんか?自立活動の視点をもち、指導にあたることで生徒の困難さに気付き、適切な指導・支援を行うことができます。

「通級による指導」に関する





Q1:「通級による指導」の対象者はどんな障害をもっている生徒ですか?

A:通級による指導対象者は、①言語障害者 ②自閉症者 ③情緒障害者 ④弱視者 ⑤難聴者 ⑥学習障害者 ⑦注意欠陥多動性障害者 ⑧その他障害のある者、このうち⑧については、 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が該当します。

O2:知的障害者は「通級による指導」の対象とならないのですか?

A:知的障害者に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象とはなっていません。

Q3:評価はどのように行いますか?

A:「通級による指導」を受ける生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を 作成します。生徒ごとに障害の状態や教育的ニーズを的確に捉えた上で、個別の指導計画 に「通級による指導」の目標を明確に定めます。その上で「通級による指導」を実施し、 その目標に対する達成度を判断して評価します。

Q4:「通級による指導」を行う教師は教員免許状を有していることが必要ですか?

A:「通級による指導」は、高等学校の通常の学級に在籍している生徒に対して、障害の状態等に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に位置付けて行うものです。 したがって、「通級による指導」の担当教師には、高等学校であれば高等学校教諭免許状が必要となります。加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが求められますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。

Q5:「通級による指導」以外で、特別な教育的支援を必要とする生徒へできる 対応はありますか?

A:学習上又は生活上の困難の要因が、障害によるものなのか、それ以外の要因によるものなのか判断が難しい場合も想定されます。困難の要因として考えられる障害を想定した上で、まずは学習活動等において、考えられる困難さに対する配慮を個別に試みながら、学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等の複数の教員が連携し、詳細に生徒の実態を把握していくことが必要です。

<対象生徒に期待される効果>

- ・障害による学習上や生活上のつまずき(困難)に着目したよりきめ細かい指導・支援が可能となることにより、その改善・克服につながります。
- 自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、通常の学級における授業の理解促進 や生徒指導上の課題の解決につながります。
- ・生徒本人の学習意欲や、自己肯定感の向上につながります。